

一関市生活用水確保施設整備事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 29 日

告示第 118 号

(目的)

第 1 この告示は、生活用水を確保するための施設を整備する費用について、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成 17 年 9 月 20 日規則第 52 号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付し、公衆衛生及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未普及区域 一関市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年一関市条例第 196 号）第 3 条第 1 項に規定する給水区域以外の区域をいう。ただし、給水区域の区域内であっても、配水管の整備がなされていない、又は整備に相当の期間を要する区域等を含むものとする。
- (2) 飲用井戸等 住宅（自己の居住の用に供する家屋又は家屋のうち自己の居住の用に供する部分をいい、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 36 条第 2 項に規定する別荘を除く。以下同じ。）に生活用水を供給する施設のうち第 3 に規定する補助金の交付対象者が設置するものをいう。
- (3) 深井戸 おおむね 20 メートル程度の孔底深度で被圧地下水を取水する井戸をいう。
(補助金の対象者)

第 3 補助金の区分及び補助金の対象者は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 一関市暴力団排除条例（平成 27 年一関市条例第 38 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
- (3) 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがある者で、当該補助金の交付対象事業の完了の日から 10 年を経過していないもの。ただし、別表第 1 施設整備費補助金 1 (4) 及び 2 (3) を除く。

(補助金の対象経費)

第4 補助金の対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 水源確保工事（深井戸に限る。）に要する経費
- (2) 浄水設備（原則として、水質検査において飲用水として不適となった原因を除去又は改善するための浄水設備に限るものとし、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）本則の表の下欄に掲げる基準に適合するように飲用水の水質を浄化することができる設備をいう。）、揚水ポンプ及び貯水施設の設置に要する経費
- (3) 給水管（屋内配管及びこれに直結する給水用具を除く。）及び電気導線の整備に要する経費
- (4) 水質検査（省令本則の表の上欄に掲げる事項について、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水質検査をいう。以下同じ。）に要する経費（前3号に掲げる工事の実施に伴い、当該工事と同時に行うものに限る。）

（補助金の額及び限度額）

第5 補助金の額及び限度額は、別表第2のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（申請の取下期日）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

（前金払）

第8 市長は、必要があると認められる場合は、補助金の前金払をすることができる。

2 補助対象者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、生活用水確保施設整備事業補助金前金払請求書（様式第6号又は様式第6号の2）を市長に提出するものとする。

（補則）

第9 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3関係）

区分	補助金の対象者
施設整備費補助金	<p>1 深井戸により水源を確保しようとする者、深井戸により水源を確保することが著しく困難であると市長が認めた者又は現に深井戸により水源を確保している者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 未普及区域において、主たる自己の居住の用に供する住宅で、生活用水の確保が困難な者</p> <p>(2) 未普及区域において、新たに主たる自己の居住の用に供する住宅を建設し、その住宅に住所を移転する者</p> <p>(3) 未普及区域において過去5年以内に水質検査を受検し、飲用水として不適となった者</p> <p>(4) その他市長が認める者</p> <p>2 深井戸以外により水源を確保している者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 未普及区域において、主たる自己の居住の用に供する住宅で生活用水の確保が困難な者</p> <p>(2) 未普及区域において、過去5年以内に水質検査を受検し、飲用水として不適となった者</p> <p>(3) その他市長が認める者</p>
グループ施設整備費補助金	<p>施設整備費補助金の1の交付対象者であって、同一の自治会又は行政区（以下「自治会等」という。なお、2戸以上の集団（以下「グループ」という。）の代表者の所属する自治会等に隣接する自治会等は、同一の自治会等とみなすことができる。）の区域内を範囲として、グループを組織して、自己の居住の用に供する住宅に飲用井戸等の整備を行おうとする者</p>

別表第2（第5関係）

区分	補助金の額	限度額
施設整備費補助金	<p>別表第1の1の対象者</p> <p>補助金の対象経費から10万円を控除した額に100分の80を乗じた額以内の額</p>	240万円

	別表第1の2の対象者 補助金の対象経費から10万円を控除した額に100分の50を乗じた額以内の額	90万円
グループ 施設整備 費補助金	施設整備戸数が2戸及び3戸の場合 補助金の対象経費から10万円を控除した額に100分の82を乗じた額以内の額	246万円
	施設整備戸数が4戸から9戸までの場合 当該経費の10万円を超えた額の100分の85に相当する額以内の額	255万円
	施設整備戸数が10戸以上の場合 当該経費の10万円を超えた額の100分の90に相当する額以内の額	265万円

別表第3（第7関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	(施設整備費補助金)生活用水確保施設整備 事業補助金交付申請書 1 工事計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定め る。
	(グループ施設整備費補助金)生活用水確保 施設整備事業補助金交付申請書 1 補助対象者名簿 2 工事計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	第1号の 2 第1号の 3 第2号の 2 第3号	
規則第6条 第1項第1 号、第2号及 び第3号の	生活用水確保施設整備事業変更(中止、廃止) 承認申請書 1 収支予算書(変更) 2 その他市長が必要と認める書類	第4号 第3号の 2	別に定め る。

規定による書類			
規則第 13 条 第 1 項の規定による書類	(施設整備費補助金)生活用水確保施設整備事業補助金請求書 1 工事实績書 2 収支精算書 3 その他市長が必要と認める書類	第 5 号 第 2 号 第 3 号	別に定める。
	(グループ施設整備費補助金)生活用水確保施設整備事業補助金請求書 1 工事实績書 2 収支精算書 3 その他市長が必要と認める書類	第 5 号 の 2 第 2 号 の 2 第 3 号	

様式第1号（別表第3関係）

年 月 日

一関市長 様

(申請者)

住所

氏名

印

電話

生活用水確保施設整備事業補助金交付申請書

年度において、生活用水確保施設整備事業補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、市が配水管を整備した際には、速やかに市の水道に切り替えることといたします。

また、下記事項に該当しておりません。

補助金交付申請額 金 円

記

一関市生活用水確保施設整備事業補助金交付要綱第3第2項に係る事項

- ・ 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- ・ 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがある者で、当該補助金の交付対象事業の完了の日から10年を経過していないもの。ただし、別表第1施設整備費補助金1(4)及び2(3)を除く。

年 月 日

一関市長 様

グループの代表者 住所
氏名 ⑩
電話

生活用水確保施設整備事業補助金交付申請書
(グループ施設整備費補助金)

年度において、生活用水確保施設整備事業補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、市が配水管を整備した際には、速やかに市の水道に切り替えることといたします。
また、下記事項に該当する者はありません。

補助金交付申請額 金 円

記

添付書類

- (1) 自治会等の位置図
- (2) 補助対象者ごとの設置場所の位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

一関市生活用水確保施設整備事業補助金交付要綱第3第2項に係る事項

- ・ 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- ・ 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがある者で、当該補助金の交付対象事業の完了の日から10年を経過していないもの。ただし、別表第1施設整備費補助金1(4)及び2(3)を除く。

様式第1号の3（別表第3関係）

補助金交付対象者名簿

No.	氏名	印	住所	施設整備予定場所	備考

様式第2号（別表第3関係）

工事計画（実績）書

施 工 場 所	一関市		
申 請 者 住 所			
申 請 者 氏 名		電話 番号	
現在の自家水の状況	①水 量 ②濁 り ③水 質 ④その他		
工 事 内 容			
工 事 の 期 間	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
工 事 施 工 者	名 称 所在地		
補助金の対象経費の総額	金		円
補助金交付申請額	金		円

添付書類

（計画書の場合）

- (1) 付近見取図、工事計画図書
- (2) 工事費見積書の写し
- (3) 現在状況が確認できる写真
- (4) 納税証明書
- (5) 水質検査結果の写し
- (6) 固定資産税課税明細書等施設設置個所の土地所有を確認できる書類の写し
- (7) その他必要な書類

（実績書の場合）

- (1) 工事完成図書
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 工事費の実績内訳書
- (4) 工事写真
- (5) 水質検査結果の写し
- (6) 柱状図又は掘削深度が分かる資料
- (7) その他必要な書類

様式第2号の2（別表第3関係）

工事計画（実績）書

施 工 場 所	一関市
工 事 内 容	
工 事 の 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
工 事 施 工 者	名 称 所在地
補助金の対象経費の総額	金 円
補 助 金 交 付 申 請 額	金 円

添付書類

（計画書の場合）

- (1) 付近見取図、工事計画図書
- (2) 工事費見積書の写し
- (3) 現在状況が確認できる写真
- (4) 納税証明書
- (5) 水質検査結果の写し
- (6) 固定資産税課税明細書等施設設置個所の土地所有を確認できる書類の写し
- (7) その他必要な書類

（実績書の場合）

- (1) 工事完成図書
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 工事費の実績内訳書
- (4) 工事写真
- (5) 水質検査結果の写し
- (6) 柱状図又は掘削深度が分かる資料
- (7) その他必要な書類

様式第3号（別表第3関係）

収支予算（精算）書

収入 (単位：円)

項 目	予算額	精算額	摘 要
計			

支出 (単位：円)

項 目	予算額	精算額	摘 要
計			

様式第3号の2（別表第3関係）

収支予算書（変更）

収入

（単位：円）

項 目	変更前の 予算額	変更後の 予算額	比 較	変更内容
計				

支出

（単位：円）

項 目	変更前の 予算額	変更後の 予算額	比 較	変更内容
計				

年 月 日

一関市長 様

(申請者)

住所

氏名

印

電話

生活用水確保施設整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった生活用水確保施設整備事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて申請します。

変更（中止、廃止）の内容	
変更（中止、廃止）の理由	

備考 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、適宜記載すること。

様式第5号（別表第3関係）

年 月 日

一関市長 様

(申請者)

住所

氏名

印

電話

生活用水確保施設整備事業補助金請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知
 があった生活用水確保施設整備事業について、一関市補助金交付規則により、関係書類を
 添えて、次のとおり補助金を請求します。

補助金交付決定額 金 円
 補助金請求額 金 円

補助金の振込先

金融機関名	(銀行・信用金庫・農協・労金)	支店名	
フリガナ 口座名義			
口座番号	普通・当座		

様式第5号の2（別表第3関係）

年 月 日

一関市長 様

グループの代表者 住所
氏名
電話

印

生活用水確保施設整備事業補助金請求書（グループ施設整備費補助金）
年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知
があった生活用水確保施設整備事業について、一関市補助金交付規則により、関係書類を
添えて、次のとおり補助金を請求します。

補助金交付決定額 金 円
補助金請求額 金 円

補助金の振込先

No.	補助金額及び補助対象者		金融機関名等	
	金額	円	金融機関名	銀行・金庫・ 農業協同組合 支店
	住所		口座番号	(普) (当) No.
	氏名		フリガナ 口座名義人	
	金額		金融機関名	銀行・金庫・ 農業協同組合 支店
	住所		口座番号	(普) (当) No.
	氏名		フリガナ 口座名義人	
	金額		金融機関名	銀行・金庫・ 農業協同組合 支店
	住所		口座番号	(普) (当) No.
	氏名		フリガナ 口座名義人	

様式第6号（第8関係）

年 月 日

一関市長 様

住所

氏名

⑩

電話

生活用水確保施設整備事業補助金前金払請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた生活用水確保施設整備事業について、前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

金	円
補助金交付決定額	円
受領額	円
今回請求額	円
残額	円

(理由)

補助金の振込先

金融機関名	(銀行・信用金庫・農協・労金)	支店名	
フリガナ 口座名義			
口座番号	普通・当座		

様式第6号の2（第8関係）

年 月 日

一関市長 様

グループの代表者 住所
氏名
電話

⑩

生活用水確保施設整備事業補助金前金払請求書（グループ施設整備費補助金）

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知
があつた生活用水確保施設整備事業について、前金払を受けたいので、次のとおり請求し
ます。

金	円
補助金交付決定額	円
受領額	円
今回請求額	円
残額	円

（理由）

補助金の振込先

No.	補助金額及び補助対象者		金融機関名等	
	金額	円	金融機関名	銀行・金庫・農業協同組合 支店
	住所		口座番号	(普) (当) No.
	氏名		フリガナ 口座名義人	
	金額		金融機関名	銀行・金庫・農業協同組合 支店
	住所		口座番号	(普) (当) No.
	氏名		フリガナ 口座名義人	
	金額		金融機関名	銀行・金庫・農業協同組合 支店
	住所		口座番号	(普) (当) No.
	氏名		フリガナ 口座名義人	